

総務常任委員会会議録

令和2年12月1日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長

柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員

説明者 野崎総務部長、三橋総務課長、三澤副主幹、高橋主査

深澤企画部長、高橋企画政策課長、石黒副主幹、尾畑副主幹、山下主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第64号 寒川町部設置条例の一部改正について
2. 議案第66号 寒川町総合計画審議会条例の一部改正について
3. 議案第67号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
4. 議案第68号 寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
5. 議案第69号 寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
6. 議案第70号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理について

（付託陳情）

1. 陳情第9号 教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情

午前9時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案6件、陳情1件でございますので、よろしくお願いいたします。

次第のとおり、まず初めに議案の審査を行い、その後、陳情の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の案件の議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第64号 寒川町部設置条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、付託議案1、議案第64号 寒川町部設置条例の一部改正について審査をお願いいたします。なお、行政組織の企画に関することを所管します企画部企画政策課と行政組織の調整に関することを所管します総務部総務課の合同で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、三橋総務課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 おはようございます。それでは、議案第64号 寒川町部設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由にありますとおり、この条例改正は、令和3年度からスタートする寒川町総合計画2040の効果的、効率的な推進体制の構築を主眼に置いた組織の見直しを行ったことによるものでございます。組織の見直しについては、副町長を委員長として教育長と全部長職を構成員とした寒川町行政組織等検討委員会で検討を重ね、議会やまちづくり推進会議からのご意見を踏まえ、進めてまいりましたところでございます。

改正条例の条文の前に、組織の見直しのポイントについてご説明いたします。タブレット資料01-2 参考資料令和3年度組織の見直しのポイントをご覧ください。11月12日に行政組織の見直しについてということでご報告した際の資料と同じスタイルでございまして、説明が重なる部分もございますが、よろしくお願いいたします。

新たな組織体制につきましては、資料1 ページ中ほど右側に部と課の構成を記載しておりますが、より詳細な内容につきましては、資料番号01-3 寒川町行政機構図令和3年度見直し（案）新旧対照表としてお示ししてありますので、合わせてご覧いただければと存じます。

資料01-2に戻っていただきまして、1 ページ目下段の組織見直しの主なポイントをご覧ください。まず、1 点目の効果的な推進体制の構築でございますが、新たな総合計画におきましては、町の将来像である「つながる力で新化するまち」の実現に向け、まちづくりの原動力となる人づくりを担う組織として教育委員会内の課を再編し、教育全般を政策的に捉え管理する教育政策課を設置するとともに、学校教育における子どもの学びの支援に特化した学務指導課を設置することで、学校教育におけるハード面は教育施設・給食課が、ソフト面は学務指導課が、そして教育政策課がこの両面を政策的にコーディネートするという役割を明確にした上で、施策の推進体制を構築してまいりたいと考えております。

また、次のページになりますが、人づくりを教育委員会とともに担う組織として、子どもの成長の支援や町民の学びや生きがい、自己実現を支援する組織として学び育成部を新たに設置し、同部内には町民の主体的な学び、いわゆる生涯学習を支援する学び推進課と町民の生きがい、チャレンジ精神、自己実現を促進する機会として着目しておりますスポーツを推進する体制として、スポーツ推進課を新たに設置してまいりたいと考えております。

現行の保育・青少年課につきましては、前回の組織の見直しの際に、子育て環境の整備を目的として子育て支援課と保育・青少年課に分割設置したものでございますが、現行総合計画では福祉の位置づけとなっていた子育て支援を、新たな総合計画においては、こちらについても人づくりの位置づけとした

ことから、そのための環境整備として、待機児童問題等を含む保育担当の部分については、他の子育て支援施策と一体的に推進することが効果的であると考え、子育て支援課に改めて移管してございます。また、青少年育成担当につきましては、次世代を担う町民の成長、学びに関する部分でありますことから、町民の学び全般を所掌する学び推進課の中に位置づけてございます。

次に、新たな総合計画は、その計画期間を2040年までの20年間としておりますが、これは社会保障の2040年問題への対応を見据えたものでございます。そこで新たな総合計画では、健康寿命の延伸を主なミッションとして担う健康福祉部を設置し、現行の健康・スポーツ課健康づくり担当を健康づくり課として独立設置するとともに、これに関連する施策業務として、地域福祉、障害福祉を担う福祉課のほか、健康寿命の延伸に不可欠な高齢者施策を担う高齢介護課、そのベースとなる保険医療制度を担う保険年金課をそれぞれ関連する課として構成し、健康寿命の延伸と福祉の推進を図るものでございます。

さらにこれ以外の主な変更点といたしましては、まちづくりのための基盤づくりとして、2ページの中ほどに記載のとおり3点考えております。まず1点目として、住民ニーズを的確に捉え、事業として構築していく体制でございます。こちらは現行総合計画の振り返りにおいて課題ともなっていたものでございますが、「つながる力で新化するまち」の実現、ひいては住民福祉の増進に向け住民ニーズを的確に捉え、それを事業として着実に構築していく体制を確保するものでございます。

次に、2点目として、町民と協力し、つながる力を促進する体制でございます。こちらは新たな総合計画のテーマでもございますつながる力、つまり多様なまちづくりの主体同士のつながりを生み出し、その次の新化につなげていくための体制を確保するものでございます。

そして3点目に、これらをリードする職員力の向上でございます。こちらは、つながる力や新化を行政全体で推進していくための体制整備や職員力の向上を目指すものでございます。この3点を確保するための体制といたしまして、まず1点目に、これまで広報戦略課内に設置していたマーケティング部門を企画政策課に移管し、企画行革担当と統合して企画マーケティング担当とすることで、マーケティングと全庁的な企画調整を一体的に行う体制を構築するものでございます。2点目につきましては、住民協働に特化した課として、現在の協働文化推進課協働担当を町民協働課として独立設置いたします。また、3点目につきましては、職員の能力向上とまちづくりをリードする人材の育成を目的とする課として、現在の総務課職員力推進担当を人事課として独立設置してまいりたいと考えております。課の名称につきましては、職員力推進課というご提案もございましたけれども、課の独立は人材育成により力を注ぐ目的はあるものの、他の経常的な業務もありますので、分かりやすさも重要であることから、他の自治体の例なども参考に人事課とさせていただき、職員は兼務となろうかと思いますが、2つの担当を設置したいと考えております。

さらに企画政策課の中には、新化というキーワードを推進していくために、今後さらに重要度が増してまいりますデジタル化やICTの活用検討を行う体制といたしまして、現在の広報戦略課情報システム担当をICT推進担当に改め、企画政策課に移管してまいりたいと考えております。こちらの担当名につきましては、デジタルトランスフォーメーション、DXというご提案もいただきましたが、現時点ではICTのほうが一般的な名称としてはなじみがあると判断させていただき、ICT推進担当としております。

なお、2 ページ下段に記載のとおり、このほかの変更点として、平成25年度に新設いたしました収納課、当時は収納対策課でございましたが、収納課につきましては、町の税、料に関わる収納の一元化とこれによる収納率の向上という当初の設置目的を達成しつつあることから、課としての一定の役割は果たされたと判断し、収納の一元化という機能は残したまま税務課と統合し、税務収納課としてまいりたいと考えております。

また、平成29年度に新設いたしました施設再編課につきましては、公共施設等総合管理計画及び現在策定中の公共施設再編計画の策定にめどが立ちましたことから、今後その役割としては公共財産の適正管理及び運用に代わってくるものと考え、課の名称を財産管理課に変更してまいりたいと考えております。

こちらの組織再編につきましては、新型コロナウイルス感染症による町民生活や行政の業務量の変化にも十分留意いたしまして、住民生活に支障を来すことのないよう必要な体制を構築してまいります。

以上が、新たな総合計画推進のための効果的な推進体制の構築でございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。組織見直しの主なポイントの2 点目、効率的な推進体制の構築でございます。こちらにつきましては、現行の総合計画においては、その施策体系として1 つの基本目標、政策、さらには施策に複数の部が混在しており、これにより各施策の進行管理に少なからぬ支障を生じていたという課題がございました。

そこで新たな総合計画では、原則1 つの施策は1 つの部等で管理することし、その上の政策、基本目標についても、なるべく少ない部等で管理を行うよう整理し、効率的な推進体制を構築してまいりたいと考えております。主な部分といたしましては、先ほどご説明いたしました人づくり、すなわち第1 章について、現行の組織体制で構成した場合、主に健康子ども部、町民部、教育委員会により推進する体制となりますが、これを整理し、主に学び育成部、教育委員会で推進していく形となります。

また第2 章につきましても、高齢化が進行する中で健康寿命の延伸を担う体制として、現行では健康子ども部、福祉部の2 部にまたがる体制を健康福祉部として再編し、第2 章の推進に係る責任の所在を明確化した上でこれを担う体制としたところでございます。

以上が、今回の組織見直しにおける主なポイントでございます。ご説明申し上げた内容によりまして、今回の組織の見直しにより新たな総合計画の効果的、効率的な推進を図り、もって町の将来像である「つながる力で新化するまち」の実現、ひいては住民福祉のさらなる増進を図ってまいりたいと考えております。

では、議案となります部設置条例の一部改正条例の内容をご説明いたします。先日の本会議での総務部長の説明と重複いたしますが、よろしくお願いいたします。

タブレット資料01－1 議案第64号の6 分の4 ページ新旧対照表1 ページをご覧ください。第1 条は、部の名称が規定されておりますので、現行の「福祉部」と「健康子ども部」を「学び育成部」と「健康福祉部」に改めます。

第2 条は、部の事務分掌に関する規定で、まず企画部の第1 号、秘書及び渉外に関することと第7 号の統計マーケティングに関するもののうち、統計に関することが総務部に移ります。

次に、町民部の第2 号、生涯学習に関することと第3 号、文化に関することが学び育成部に移ります。

また、学び育成部にはこのほかに、次のページになりますが、現行の健康子ども部から子育て支援に関すること、青少年育成に関すること、スポーツに関することが移ってまいります。

前のページの最後ですが、現行の「福祉部」を「健康福祉部」に改めまして、次のページになりますが、現行の健康子ども部にあった健康づくり及び予防に関することが健康福祉部に移ります。環境経済部、都市建設部、拠点づくり部には変更点はございません。

最後に附則ですが、附則第1項は、令和3年4月1日を施行日とすることを規定いたしまして、附則第2項と第3項は、部の名称の変更により影響を受ける他の条例の改正で、次の6ページに新旧対照表がございます。附則第2項では、寒川町特別職報酬等審議会条例を変更しまして、第3項では、寒川町スポーツ推進審議会条例を改正いたします。いずれも審議会の設置条例でございまして、審議会の庶務を担当する部署の規定に部の名称があったため改めるものでございます。改正前は課の名称まで規定しておりますが、今回の改正を機会に、条例規定による他の審議会等の規定の例に合わせまして部の表記までとしております。

ただいま条例の内容をご説明いたしました但、本日は前段で条例改正の理由となった組織の見直しについてもご説明いたしました。そのため課や担当についてもご説明した部分がございますが、担当の名称は現在も検討中でございます。議案となります部設置条例には、部の名称及び各部の主な事務分掌が規定されておりますので、これらはこの議案で確定することになりますが、課や担当の名称につきましては、今後も変更の可能性があり、各課の事務分掌とともに町の事務分掌規則で規定することとなりますので、規定いたしましたら改めてご報告させていただきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 何点かお尋ねさせていただきたいと思います。先日議会に案ということでご報告いただいた際に、私からいろいろ細かく何点か申し上げさせていただきました。その辺も反映させた形になっているのかなと受け止めてございますが、条例で2点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。

まず1点目が、福祉部改めということになるのか、健康福祉部についてということになります。健康福祉部というのは、調べてみたら以前あって、平成24年度以来9年ぶりに復活するということになるのかなと思いますが、現在の健康子ども部におけます健康・スポーツ課にある健康を担当する部分を福祉部改め健康福祉部、そちらに移管するという趣旨かなと思いますが、まず、その意図とか狙いについてはどのようなものなのかお尋ねしたいと思います。例えばより健康づくりと福祉の連携協力を深めていこうとか、そんな意図があるのかなと思いますが、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

2つ目は、学び育成部についてです。健康子ども部改めということになるのか、新規設置になるのか分かりませんが、その所掌範囲というものを考えた場合に、先日私は例えば子ども生涯学習部とか、生涯学習子ども部という名称のほうが適切なのかなとは感じたんですが、ただ一方で、学び育成部という名称には、生涯学習というものを連想させる学び、例えば学びプランにおける学びというものと、それと次世代の育成というものを担っていくんだという、そうした2つの考え方というのが反映されているのかなと私は受け止めました。学び育成部という、一見すると教育委員会の部署なのかなとも思えるよ

うな名称を採用した理由というんでしょうか。例えばここにいろんな思いというものも込められているんじゃないかなと私は受け取ったんですけど、その点について町の考えをお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、2つご質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の点につきましては、先ほど三橋課長からもご説明申し上げたとおり、資料でいいますと、01-2の見直しのポイントの2ページの上段にもございますとおり、新たな総合計画においては、社会保障の2040年問題への対応が大きな課題となっております、私どももそういった認識をしております。また、資料3ページ中ほどの図にありますとおり、健康寿命の延伸に関する第2章につきましては、現行組織のままでは健康子ども部と福祉の2部にまたがるということから、効率的な推進体制の構築に向けてということで、健康寿命の延伸を主なミッションとして担う組織として、既存の組織を再編して福祉部改め健康福祉部としたところでございますけども、今、委員からもございましたとおり、趣旨としては健康と福祉の部は連携させながらやっていきたいということも、当然のことながら視野にございますので、そういった形で進めてまいりたいと思います。

それから2点目でございます。こちらも今の見直しのポイントの1ページの下段にもありますとおり、新たな総合計画である寒川町総合計画2040では、町の将来像を「つながる力で新化するまち」としてございます。そこで、これを実現するための効果的な推進体制といたしまして、まちづくりの原動力となる人づくりや次世代育成を教育委員会と連携しながら担う組織として、既存の組織を再編して学び育成部を新たに設置してまいりたいと考えておりますけども、その趣旨といたしましては、委員ご指摘のとおり、生涯学習や文化、スポーツという学びの部分と子育て支援や青少年育成という次世代育成を狙いとするものでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 2点お答えいただきました。大体趣旨は分かりました。まず1点目、健康と福祉の2部にまたがらないようにといいますか、健康寿命の延伸、あるいは2040年問題への対応、そうした趣旨、お答えだったのかなと思いますが、現在の健康子ども部にある健康・スポーツ課におけるスポーツ担当というのは、平成25年の組織改変のときに、教育委員会から町長部局に移管されているんですよね。地教行法が変わって、移管が可能になったのを受けてということだったのかなと記憶しているんですが、それでスポーツが健康担当と同じ課になったという経緯があって、そのことで、ある意味健康づくりというのとスポーツ振興の相乗効果を図ることができた部分もあったのかなと、例えば私みたいにいつも健康診断を受けると、メタボではないけど、太り気味だという、そういう診断が出て、そうすると今度体を動かすということが大事になってくる、スポーツまで行くかどうかはともかくとしても、そうした意味では健康づくりとスポーツ振興と、ある意味相乗効果を図ることができた部分もあったのかなと思います。その意味では今回の組織改変で、部は、スポーツと健康が別々ということになるのかなと思うんですけど、健康づくりとスポーツ振興ということは、絶えず密接な連携なり協力なりということが必

要になってくるのではないかなと思いますが、まず、この点について町の考え方をお尋ねしたいと思います。

続いて2点目ですが、学び育成部についてです。生涯学習における学び、子育て、それと青少年と次世代育成というものを一体的にということで、教育委員会とも連携しながら、そうした推進体制を図る、そうしたお答えだったのかなと思いますけど、去年議会の文教福祉常任委員会で、大阪の箕面市に行ってきた、子どもの成長見守りシステムという視察に行ってきた、箕面市では、子どもに関する行政分野というのを教育委員会に全部一元化していて、普通だったら市長部局にある子育て支援だとか、保育の担当課も教育委員会に置かれているという形になっていました。昨年の一般質問で取り上げたところでもあったんですが、今回のうちの町の組織改変では、学び育成部の所掌事務というのと教育委員会を合わせると、ちょうど箕面市の教育委員会の所掌事務とほぼ重なっているかなという印象なんです。ただ、教育委員会に置くことが難しい所掌事務を学び育成部という形で町長部局に配置する一方で、学び育成部と教育委員会との連携協力を密にすることによって、子どもに関する行政分野というのをより有機的に結合させていく、例えば教育行政と児童福祉行政とを有機的につなげていこうということも可能になってくるのかなと私は受け止めたのですが、この点について町としてはどのように認識されているか、その点について2点目にお尋ねしたいと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 順番にお答えさせていただいたと思います。お尋ねにありましたとおり、平成25年度の組織の見直しにおきまして、スポーツの推進に加えて、町民の健康に係る連携を強化する組織として、健康・スポーツ課を設置いたしましたところでございます。委員ご指摘のとおり、健康づくりとスポーツ振興との相乗効果を図ることができてきたと考えているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、今回の組織の見直しにおきましては、総合計画2040の町の将来像の実現に向けたまちづくりの方向性としまして、まちづくりの原動力となる人づくり、そういった観点からは、スポーツについてはそういう観点からもスポーツの推進を位置づけまして、生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくりに健康づくりを位置づけたところでございます。

組織としては分かれる形になりますけれども、施策の目標に組織体系を合わせることにによりまして、責任を明確にし、効率的な推進体制を構築することができると考えておりまして、町の将来像実現に向けては、組織が連携することはもとより、施策が連携し、相乗的に効果を上げることが必要であると考えているところでございます。

こうしたことから、今後も健康づくりとスポーツ推進とは、密接な連携協力が必要であると考えているところでございます。

それから2点目のご質問でございますけれども、子どもに関する行政分野についてでございますけども、こちらも平成25年度の組織の見直しにおいて、教育委員会が所管しておりました生涯学習ですとか、青少年育成、スポーツに関する事務を町長部局へ移管することによりまして、教育委員会を学校教育に重点を置いた組織としたところでございます。

一方、子育ての分野では、子どもたちの健やかな育成に関する支援体制の強化を図る組織として見直

しを図ってまいったところでございます。今回の見直しにおきましては、総合計画2040のまちづくりの方向性として、繰り返しになりますけども、まちづくりの原動力となる人づくりということで、学び育成部と教育委員会を位置づけまして、連携して推進する体制としてまいりたいと考えております。委員ご指摘のとおり、学び育成部と教育委員会との連携協力を密にすることによりまして、効果的な施策推進が図られているものと考えているところでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点確認させていただきたいんですが、今回部の名称が変更ということで、合わせて条例のうち特別職報酬等審議会条例とスポーツ推進審議会条例の一部改正も入ってきているのですが、それ以外の例えば規則ですとか要綱を見ていくと、今回の課もいろいろと再編になることを考えてみますと、私もざっと例規集を見た限りにおいては、例えば寒川町審議会等の公募委員選考委員会規定においては、町民部協働文化推進課において処理するだとか、そういう文面がかなり多岐にわたるかなと思うのですが、その辺りの要綱、規定は、どのぐらいのタイミングで改定は行われるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 条例以外の規定について影響する部分は多いと思います。今一覧でお示しできてなくて申し訳ないんですけども、かなりの数が出てくるかと思います。時期については、明確に今は申し上げられませんが、先ほども課の名称やら担当については事務分掌規則で確定するというようなお話をさせていただきましたので、それが確定し次第合わせて改定する必要性が生じると思っております。

【佐藤（正）委員長】 条例上はこれだけで大丈夫ということですよ。

【三橋総務課長】 条例上は問題ないと思います。課の名称等改正の時点についても、施行日は4月1日となろうかと思しますので、一斉にそこで改正しますので、問題はなかろうかと考えております。

【佐藤（正）委員長】 分かりました。

【三橋総務課長】 失礼いたしました。条例についてはこれ以外にはございません。

【佐藤（正）委員長】 ないということですね。分かりました。他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 すごく抽象的ですけども、大事なことなので伺いしたいと思います。新化するまちづくりという言葉掲げての総合計画を来年度から施行されるんですけども、それには人づくりが一番大事だということですが、この人というのは、行政はどんな人をイメージしているのかということがいまいち見えない、つまりここで一番今回大事かと思うのは、学び育成部の新設ですが、その中身として、何を学ばせ、何を育成することで寒川町は新化するまちづくりに資する人というのはどういう人を町はイメージしているか、いまいち町民には見えないのでお尋ねいたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 今ご質問いただきました人づくり、どういう人をつくっていくのかということとは、当然抽象的な内容になるかと思いますが、行政もいろんな行政目的を持ってそれぞれの所

管部、課がございますので、一概に言えないところはあるかなと思います。教育1つとっても、どういった子どもを育てるといいですか、大人を育てるといいですか、そういった面では、目指す人づくりというものは教育の観点からもありますでしょうし、例えばよく例に出ます自治という観点から、我々も含めて人といいですか、なっていくべきなのかということは、そういう観点からも目指すところはそれぞれ違うのかなと思っております。職員の例でも、「つながる力で新化するまち」をリードする職員をつくる、そのために今回組織も変えていくということもありますので、我々職員の目指す職員像というのも当然のことながら教育ですとか、自治の観点からも若干異なる部分もあろうかなと思いますけれども、総体的にいいますと、我々が自治基本条例上で言うまちづくりというのは、町民の幸せのための町民と町の様々な活動がまちづくりだという位置づけがございますので、究極的には町民の皆さんそれぞれが寒川町に住んでいて本当に幸せだったなと、よかったなと感じられるところが究極の目的ですので、そのためにはいろいろな分野で目指す人づくりというのは、それぞれ個別にはあろうかと思いますが、究極的にはそこを目指していくべきかなと考えております。

以上です。

（「委員長」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 ちょっと待ってください。質疑中なので、途中でというのは難しいと思うので、それはルール上。

【吉田委員】 議案が部の設置条例なので、内容までいくと、よろしくないのではないかなと思いますので……。

【佐藤（正）委員長】 今審議しているのが部の設置条例なので、恐らく今の質疑につきましては、こういう部に再編することによって、どういう人をつくっていくのかという趣旨かと思うので、柳下委員もちゃんと条例に沿った形で質疑していただきたいと思いますし、答弁もそれに沿った形でお願いしたいと思います。関連する形で質疑をお願いします。

柳下委員。

【柳下委員】 申し上げたように、学び育成部の中身がどのようなものであるかということでお尋ねいたしました。そこに関連づけての人づくりとか、そういったものをどのように捉え、考え、学び育成部で学ばせ、それから育成するのかという先ほどの問いです。

【佐藤（正）委員長】 そうですね。そういう形でお願いします。

【柳下委員】 そうです。だから部についての審議をしております。ということで、いろいろおっしゃっていただきましたけれども、学び育成部でどのような人がまちづくりに資する人だか、もう少し明確にしていいただければと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 もし答えがあればお願いします。

高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 学び育成部でということ、その学びの中でどういった人を育成していくのかというご質問だと思いますけども、先ほど前段のご質問の中でもお答えさせていただいておりますけども、学びという中でも、どういった人をつくっていくかという観点でいいますと、先ほどの答弁の繰

り返しにもなりますけれども、自治基本条例上で町民の責務というようなこともうたわれておりますので、当然のことながら、そういったことも学び育成部で意識しながら進めていくべきかなと思っております。基本は自治基本条例ということになりますので、自治の観点からいっても、そういった人をつくっていくべきであると考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第66号 寒川町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。それでは、議案第66号 寒川町総合計画審議会条例の一部改正につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。提案理由といたしましては、本会議の中でも町長からご説明申し上げましたが、自治基本条例の一部改正に伴い、審議会の組織の見直しを図るため提案するものでございます。こちらにつきましては、自治基本条例につきましては、既に改正が終わっておりますが、同条例において、まちづくりの指針の実現に向けて町の責務ということで、第6条に位置づけられたところでございます。同時に総合計画審議会につきましては、策定実施に関する調査審議を行う町の附属機関、町長の附属機関として役割が明確になりました。このことから、地方自治における適切な二元代表制の確保という観点から、町議会議員との意見交換については、町民の代表としてしかるべき場で行うことが適切であると考え、今回の条例改正を行ったところでございます。具体的な内容等につきましては、高橋企画政策課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、議案第66号 寒川町総合計画審議会条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、ファイル番号02-1 議案第66号をお開きいただきまして、まず、1ページをご覧くださいと思います。ただいま企画部長からもありましたとおり、提案理由にありますとおり、今回の見直しにつきましては、本年6月会議で議決賜りました寒川町自治基本条例の一部改正によりまして、自治基本条例に総合計画の策定根拠が位置づけられたことを踏まえ、令和3年度からスタートする新たな総合計画の内容にも対応したものとなるように見直しを図るものでございます。

それでは、新旧対照表により改正の内容をご説明申し上げますので、資料の3ページをご覧くださいと思います。第3条第2項の委員の選出部分につきまして、第2号の「町議会の議員」を削り、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。これによりまして、自治基本条例で示されておりますまちづくりの指針や新たな総合計画で町の将来像としている「つながる力で新化するま

ち」の実現に向けた取組を進めていく考えでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしておりまして、現在の委員の任期は令和3年3月31日までとなっておりますので、任期終了に合わせ施行するものでございます。

続きまして、資料はファイル番号02-2寒川町総合計画審議会の見直しの視点についてをお開きいただければと思います。1ページをご覧ください。今回の見直しの視点といたしましては、総合計画の策定実施に関する調査審議機関として、自治基本条例におけるまちづくりの視点と寒川町総合計画2040の特性に関する視点の2つの視点により構成委員を選任し、新たな総合計画審議会の体制として構築するものでございます。また、委員選任の考え方といたしまして、ただいま申し上げました2つの視点から構成委員を整理いたしますと、自治基本条例におけるまちづくりの視点からは、総合計画の知見として、例えば行政学の学識経験者や関係行政機関の方、また、自治基本条例の知見といたしましては、まちづくり推進会議からの推薦者ですとか、自治基本条例におけるまちづくりの指針の知見として、各分野において地域で活動する公共的団体等の推薦者としてございます。

次に、寒川町総合計画2040の特性に関する視点からは、つながる力の知見として、直近の移住者ですとか、県議会議員など町外とのつながりを持つ方や、また新化に関する知見をお持ちの学識経験者のほか、町民参画、町民協働の知見として公募の町民のほか、総合計画が20年後を見据えた計画であることから、20年後に現役世代の一員となる町民として、現在の大学生などを構成委員の一員としてまいりたいと考えてございます。

続いて、2ページの寒川町総合計画審議会の委員構成案の新旧対照表をご覧ください。左側が現在の委員構成、右側が見直し後の委員構成の案となります。右側の見直し後の委員構成の表におきまして、その表の中での一番左に新条例の選出区分を記載しておりますけども、こちらからは町議会の議員という区分がなくなる代わりに、町の区域内の公共的団体の役員及び職員という区分が2名増員となるほか、学識経験を有する者と公募による町民の区分をそれぞれ1名増員しております。そして、1つ右側の選出委員案には、具体的な選出団体等として、今回の見直し案で新しく選出団体となる部分を赤字でお示しするとともに、その右側には選出の考え方として、先ほど1ページでご説明申し上げました2つの視点ということで、その意味合いといたしましては、表の左下の欄外の米印のとおりでございます。また、その右側の備考欄には、視点の①及び視点②における委員選任の考え方の該当する内容をお示しております。

続きまして、3ページをご覧ください。寒川町総合計画2040における町議会等の意見反映についてでございます。まず、総合計画の基本構想策定、改定等の場合につきましては、これまでどおり方向性や骨子案、素案、案のそれぞれの段階において、町議会においてもご報告等を行ってまいりたいと考えております。また、資料下段の実施計画策定の場合につきましても、これまで同様に方向性や進捗状況、案のそれぞれの段階においてご報告等を行ってまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。進捗管理の関係でございますけども、現状といたしましては、予算特別委員会等において町議会からチェックをいただく機会ですとか、新たな実施計画策定時に実施しております施策評価の結果報告等を行っておりますけども、今後につきましては、さらにそれに加えて前年度の

施策や事務事業評価の結果や、また実施計画の変更につきまして、町議会にも書面にてご報告申し上げるとともに、新たに現年度事業の中間評価を実施し、その結果についても町議会にご報告することによりまして、町議会の皆様からのご意見等を反映させてまいりたいと考えております。

以上が、寒川町総合計画審議会条例の一部改正についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

青木委員。

【青木委員】 これを見ると、かなり多様性のある人材を町議員の代わりに任用するというのは、すごくいいことだと思うんですけども、やはり一気に4人減らすとかではなくて、町議会議員も町民の1人であるから、4人というよりは、その半分にするとか、そういう考えとかというのはなかったんでしょうか。それだけお聞きします。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 町議会は、今回の改正で委員の方、現在4名の方ですけども、この見直しに当たって、人数というよりも趣旨として、今回の新たな総合計画につきましては、先般町議会からも議決賜った基本構想ですとか、また自治基本条例の改正によって、自治基本条例上で町の責務というところに総合計画の策定根拠を位置づけていただいたということで、そういった意味合い、趣旨に鑑みたということと、あと同時に総合計画審議会については、まちづくりに関する施策実施に関する調査審議を行う町の附属機関ということで、町長の諮問機関でもありますことから、そうした役割が明確になったということがございましたので、こうしたことから、地方自治法における適切な二元代表制の確保という観点から、町議会議員の皆様へのご報告、ご意見反映等については、しかるべき場で行うことが適切であると考えまして今回の改正に至ったということでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回この条例においては、町議会議員4人が削減されるというだけの条例改正とはなりますが、資料にあります新旧対照表は、まだ案であるとはお話がありましたが、町議会議員が4人いなくなるだけではなく、選出委員を、もちろん案ではありますが、見てみますと、例えば婦人会の推薦者ですとか、湘南地域連合の推薦者というのが実はいなくなって、代わりにまた別の推薦者等が増えていっているものになっているのですが、この理由というのは一体何なんでしょうか。なくなった部分、こちらをご説明いただければと思います。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 なくなった理由ということでございますが、見直しの視点についてという資料の1ページにもありますとおり、まちづくりの指針というのは、自治基本条例に位置づけられているものでありまして、自治基本条例の改正に基づいて町の責務ということで改正していただいた内容も、まちづくりの指針を実現するために総合計画に基づいて必要な施策を講じていく、それが町の責務であるという位置づけになったということも踏まえて、よりどころとしては、1ページに記載のまちづくり

の指針であるということです。ですから、ここをより明確にしようということで、それぞれ資料の表にもありますとおり、8つの指針がございますけども、それぞれその指針に対応している選出委員の例ということで、分野については(1)の子育てから始まりまして、8つ目の地域の安全安心にということで、我々としては、自治基本条例に示されているまちづくりの指針に関する分野を重視いたしまして、そうした経過の中から、今、委員としてお願いしております婦人会ですとか、湘南地域連合については、新しい見直し案では外れてきたということでございますけども、特に婦人会さん等については、女性の視点ということもありますので、我々の思いとしては、逆に公募を拡充したということもありますので、ぜひそういったところで手を上げていただいたりですとか、あと、これも町議会からご指摘いただいております。総合計画をつくるだけではなくて、作った後が大事ということですね。皆さんで議論いただく場、ワークショップ等も開いていきたいと思っておりますので、そうした場にもぜひ参加していただいて、女性の視点というものを反映していきたい、また湘南地域連合さんについては、ほかの産業の分野からも、農業ですとか、商工会からもお願いしたいということもありますので、全くそういった分野が反映されないということでもございませんので、あと別の計画になりますけど、町の総合戦略の外部委員の中には、地域連合さんにいていただいておりますので、そこからも反映できると考えておりまして、こういった形になっております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。10時10分再開とさせていただきます。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第67号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、議案第68号 寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議案第69号 寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、議案第70号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きよろしく願いいたします。付託議案の3から6までの議案第67号、68号、69号、70号の4案件につきまして一括審査をお願いいたします。それでは、三橋総務課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第67号から議案第70号までを一括してご説明いたします。先日の本会議での総務部長の説明と重なる部分がございますが、よろしくお願いいたします。

今回の議案は、職員の休業に関する制度を新たに設けるため、4つの条例を新規制定するものでございます。新たな休業制度は、修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の3制度で、それぞれに関する条例と影響を受ける条例を整理するための条例でございます。

条文でのご説明の前に、休業制度について資料でご説明させていただきます。タブレット資料07－1 寒川町職員の休業制度についてをご覧ください。今回設けます3つの休業制度を一覧にしたものでございます。まず、対象者は、いずれの制度も常勤の職員でありまして、フルタイムであっても臨時的任用職員や任期付職員は含まれません。

次に、休業の理由については、記載のとおりでございますけれども、大学等における修学や国際貢献活動への参加、また配偶者同行休業では、配偶者の海外赴任や留学等に同行する場合の休業となります。休業の期間は制度によって2年から3年、承認の要件につきましては、公務の運営への支障、当該職員の勤務成績、その他の事情を考慮して決定いたします。公務の運営への支障については、支障が全くないというところまで意味するのではなく、住民に不便が生じたり、同僚職員に過度の負担がかかるようなことがなければ、多少の支障が生ずるとしても、それが許容できる範囲であれば認められるものでございます。

また、その他の事情を考慮してというのは、修学部分休業と自己啓発休業については、修学や国際貢献の内容が公務に関する能力の向上に資すると認められるかどうかでありまして、当該職員の学歴、職歴、勤務実績などから、現在、または将来の職務に役立つことが期待できるときであり、いってみれば職員の趣味に帰属するような能力の向上では認められないのが当然でございます。

次に、休業の効果ですが、職員の身分は保持しながら休業できるわけですが、給与は支給されません。修学部分休業の場合も休業時間に応じて減額されることになります。復帰時の給与や退職手当については記載のとおりでありまして、既に広く認知されております育児休業と同様の取扱いとなります。

修学部分休業と自己啓発休業は、ともに職員がその自主性を生かして大学等における修学等を行うために休業することを認める制度でございます。高度、かつ複雑化する行政課題に対応するために、職員一人一人の能力の向上が欠かせません。職員の能力の向上については日常の業務を通じた研さんのほか各種の職員研修により実施しているところでございますけれども、より効果を上げるために職員の自主性を積極的に活用することも必要と考えます。職員に幅広い能力開発の機会を提供することにより、社会環境の変化に柔軟に対応できる職員の育成を図るため導入するものでございます。

また、配偶者同行休業は、職員が海外で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするために休業することを認める制度でございます。職員が家庭生活における責任を全うしつつ、それぞれの家庭の事情に応じて働き続けることができるよう選択肢を拡大することは、人材確保の観点からも重要であります。仕事と家庭の両立支援の一環として導入するものでございます。いずれの制度も地方公務員法に根拠規定がございまして、制度の導入に当たっては条例で定める必要がございます。

近年数は多くはないんですけども、職員から休業制度の問合せ等がございまして、町としても町の職員の能力向上、また人材確保の観点からも制度を整えておく必要がございますので、このたびの条例制定となったものでございます。

では、条文に沿ってご説明させていただきます。まず、議案第67号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。タブレット資料03議案第67号の2ページをご覧ください。第1条は、趣旨規定となりまして、第2条第1項は、休業を承認する要件を、先ほどご説明したとおり、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員

の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認すると規定しています。

第2項では、休業する時間を職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1以内までとし、第3条では、休業の対象となる教育施設を規定しております。

第4条では、休業を承認する期間を2年と規定いたしまして、第5条では、休業中は休業する時間に応じて給料を減額する旨を定め、第6条では、休業の承認を取り消す事由について定めています。

第7条として、規則への委任規定を置き、最後に附則として、条例を公布の日から施行する旨を規定しております。

次に、議案第68号 寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について内容をご説明します。タブレット資料04議案第68号の2ページをご覧ください。第1条は、同じく趣旨規定で、第2条では、休業を承認する要件でございまして、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときであって、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することは修学部分休業と同じですが、こちらは職員としての在職期間が2年以上である者に限られております。

第3条は、休業の期間の限度について、大学等における課程の履修のためであれば原則2年、国際貢献等のためであれば3年と規定し、第4条では、休業の対象となる教育施設を、第5条では、休業の対象として認められる国際貢献としての奉仕活動の内容を規定しております。

第6条では、承認申請について、第7条では、休業の期間の延長について、第8条では、休業の承認取消事由について定めておりまして、第9条では、休業している職員の報告義務について定めております。

第10条では、自己啓発等休業から復帰する職員の給与の調整について定めまして、第11条として、規則への委任規定を置き、最後に附則として、条例を公布の日から施行する旨を規定しております。

続きまして、議案第69号 寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての内容でございます。タブレット資料05になります。議案第69号の2ページをご覧ください。こちらも第1条は、趣旨規定でございます。

第2条では、休業を承認する要件を、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認すると規定しております。

第3条では、休業の期間の限度を3年と規定しまして、第4条では、配偶者が外国に滞在する理由について規定しております。第1号、第2号で規定する、いわゆる仕事のほかに第3号の外国の大学での修学も含まれます。

第5条では、承認申請について、第6条では、休業の期間の延長について、第7条では、休業の承認取消事由について、第8条では、休業している職員の届出義務について定めております。

第9条では、休業期間について代替として任期付職員や臨時的任用職員の採用を可能とし、第10条では、休業から復帰する職員の給与の調整について定めております。

第11条として、規則への委任規定を置き、最後に附則として、条例を公布の日から施行する旨を規定しております。

続きまして、議案第70号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理についての内容でございます。タブレット資料06議案第70号の2ページをご覧ください。職員の休業制度

の施行に伴いまして、既存の条例2本について一括して整理するものでございます。

新旧対照表、タブレット資料3ページをご覧ください。第1条は、寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。人事行政の運営等の状況の報告、公表事項に職員の休業に関する状況を加えるものでございます。

第2条は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、配偶者同行休業に伴う任期付採用職員、臨時的任用職員を加えるものでございます。

最後に附則として、条例を公布の日から施行する旨を規定しております。

条例のご説明は以上ですが、資料を追加させていただきました。議案第67号から議案第69号までの各条例の施行規則でございます。施行規則では、各制度の条例で規則に委任した事項などを規定しておりますが、3つの施行規則は内容が似通っておりますので、自己啓発等休業の規則でご説明させていただきます。タブレット資料07-3寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をご覧ください。第1条は、趣旨規定となりまして、第2条は、申請手続きに関し、申請様式と申請の期限を一月前とする旨を規定しております。一月前というのは、あくまで期限でありまして、取得の意思がある場合はなるべく早く申し出るよう職員には周知したいと思っております。

第3条は、期間延長の場合の申請について、第4条は、自己啓発の場合に、休業期間を3年とする場合について条例第3条の委任を受けた規定でございます。

第5条は、期間満了、または承認取消しの際の職務復帰について、第6条は、辞令交付について、第7条は、任命権者への報告手続きについて様式などを定めております。

第8条は、職務復帰後の最初の昇給日について、条例第10条の委任を受けた規定でございます。

第9条に補足を規定し、最後に附則として、規則の施行日を公布の日とするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 何点かこれら休業制度につきましてお尋ねしたいと思います。主に1つ目の修学部分休業と2つ目の自己啓発等休業についてお尋ねしたいと思います。

1点目ですが、修学部分休業と自己啓発等休業の違いについてお尋ねしたいのですが、修学部分休業というのは、要は勤務を続けながら週当たりの勤務日数を減じるというイメージで、一方で、自己啓発等休業というのは、例えば1年なり2年なり3年なり丸々休業する、一応そうした基本的な違いがあるという理解でよいかどうか、まずそれをお尋ねします。

2つ目は、修学部分休業の対象となるものと自己啓発休業等の対象となるものの違いなのですが、修学部分休業の対象として書かれているのが、高等専門学校及び大学と専修学校と各種学校などでありまして。一方で、自己啓発等休業は、大学、または大学院とか、外国の大学、あるいは国際貢献活動、さらには奉仕活動となっておりますが、一応そうした違いはあるようなのですが、例えば修学部分休業の対象となっている高等専門学校だとか専修学校とか各種学校、こうしたものは自己啓発等休業の対象とはならないのか、あるいはその辺も含めて広く対象としていくのか、その点についてどのように捉えて

いるのかお尋ねしたいと思います。

3つ目ですが、修学部分休業とか自己啓発の対象というか、内容、分野としてどのようなのを想定しているか、先ほど趣味に属するものは駄目だとおっしゃっていますが、当然そうだと思いますけど、例えば大学とか大学院の場合を想定すると、いかにも公務員であれば必要な素質として、例えば行政法だとか、行政学だとか、地方自治論とか、自治体経営学みたいな、いかにも公務員としては必要だろうという、そうしたところが中心になっていくのか、あるいは町の行政の様々な分野を幅広く、例えば分野的には防災学だとか、福祉学だとか、社会保障論だとか、保育学とか、保険衛生学とか、スポーツ科学とか、地域経済学だとか、環境学とか、土木工学とか云々みたいな幅広くそういったように捉えているのか、そうしたのをどのように想定しているのか。確かに公務員として必要な素質もあるんだけど、分野ごとに見ていくとかなり広がっていくなという印象がある、それについてどのように見ているのかお尋ねします。

あと4点目、これで最後です。修学部分休業と自己啓発休業の併用は可能かどうかお尋ねしますが、例えば大学院の修士課程を想定している場合、基本的に2年間なんですけど、1年目は大体週に3日、5日ぐらい通学するというケースが多い一方で、2年目は基本的に就労指導と指導教授の授業だけが中心になるので、1日、2日、3日ぐらいしか通わないというケースが多いので、例えば1年目は、自己啓発等休業で丸々休む一方で、2年目は修学部分休業で勤務しながら週に何回かは学校に通う、そうしたほうが合理的なのかなと思いますが、そうした点についてどのように捉えているのか。

以上、4点お尋ねします。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 では、順にお答えいたします。まず、1つ目の修学部分休業と自己啓発等休業の違いについてですが、委員おっしゃるとおり、修学部分休業については1週間当たりの勤務時間を減ずるものでございまして、自己啓発休業については完全に休業するということで、ご説明のとおりでございます。

2つ目の対象の教育施設等でございますけども、自己啓発休業等についての地方公務員法の条文でございますけども、大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修のためということになっておりまして、そのための休業を承認する規定とされています。つまりその課程を修了した者に対して学士や修士という学位を授与することとされている者を対象とするということのようですので、大学や大学院それらに相当する外国の大学などを対象とする教育施設を想定してございます。

一方、修学部分休業については、地方公務員法の条文では、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため休業を承認すると規定されておりまして、学位の授与等までは求められていませんので、高等専門学校なども広く対象としておるところでございます。

3つ目でございます。対象の分野でございます。分野については特に限定はしておりませんで、その職員の公務の能力の向上に資するという観点から、承認に際しては判断していきたいと考えておりますので、委員で例示していただいた様々な分野がございまして、幅広く対象になり得ると考えております。

最後に4つ目の併用に関するところでございます。併用に関しましては、地方公務員法にも特段規定

がございませんけども、例示していただいた場合で申し上げますとすれば、大学院修士課程の履修に必要な期間について、自己啓発休業の承認を必要な期間について受けるべきだと考えております。必要な期間はしっかり勉強していただいて、その後公務に生かしていただくというのが制度本来の姿でもございますので、いずれにいたしましても、休業の申請がございましたら申請内容をよく審査の上、承認の判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 分かりました。いろいろ違いですとか、そんなに分野は限定されないということですので、休業制度というものが広く活用されることによって、資質、能力の向上ですとか、そうしたことにつながるのを期待したいと思いますが、また一方では、職員数がぎりぎりですと、なかなか休業とかが取りづらいところもあるのかなと思いますので、そうしたところのご配慮もお願いしたいなと思います。ここは要望ということで結構です。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 先ほどの説明の中で、過去にも問合せが職員からあったということでしたけど、これは条例が決まる前の段階で、こういうケースというのはあったのか、それを確認を取りたいと思います。お願いします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 これまでにそういったケースがあったかどうかというのは、アンケート等を取ったわけではございませんで、正確な把握はしておりません。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 質問の仕方が悪かったですね。休業補償ということですけど、休職ができるということになりますけど、もし過去にあったとしたら、仕事を退職して、こういう活動、学校に行ったとか、そういうケースというのを把握はされていないということではよろしいでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 具体的な事例は、そういったケースだったということで把握しているわけではないんですけども、おっしゃるように、もし大学等に通いたいということであって、仕事と両立ができないということであれば、今までのケースであれば辞めざるを得ないケースも出てきたかとは思いますが、なので、そういったケースにならないよう今回制度を整えるということでございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回この条例は、地方公務員法の改定に基づいてというところでございますが、公務の運営に支障がなくともおっしゃっている一方、職務に資する部分、もしくは職員の能力向上も1つのテーマかなと思うのですが、根本的な問題としまして、町としては、今後この条例の制定後、職員から

修学ですとか、国際貢献ですとか、そういったようなもので申請があったときに、ぜひこの制度を使っていたきたいと思っているのか、それとも公務にそれなりに支障は、当然人員がその分欠けてしまうので、厳しいというところで、あまり使ってほしくないと考えているのか、その辺りをご説明いただけますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 最初にお答え申すとすれば、使っていただきたいと当然ながら思っております。人員的なものについては、確かに厳しい状況ではございますが、それを勘案しても使ってほしい、能力の向上に資するもので実質的なそういった気持ちを大切にしたいという意味で、この条例制定に至ったわけでございます。

【佐藤（正）委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 ありがとうございます。職員の能力向上等々ということで、ぜひ私も使っていただきたいと思うのですが、とはいえ、当然そこで人員が欠けていく場合、これを何とかカバーする方法というのは、町としては、この期間内は例えば任期付ですとか、臨時ですとか、そういう形でカバーしていくようなことを想定されているのでしょうか。どのようなカバーを想定されているのかお答えをいただけますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 人員につきましては、いろんな任用形態がございますので、様々な方法を駆使したいとは思っておりますが、先ほども説明の中で申しましたように、申出の期限が1か月前となっておりますけれども、実際に1か月前にされると大変厳しいです。なので、少し前に、学校等に通う場合は1か月前に急に決まるということはないでしょうから、それなりの期間で準備をいたしまして、学校も4月からということであれば、退職採用等も含めまして、いろんな人員配置が考えられると考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 寒川町では、職員の休業制度がここでの制定になります。課長から説明があったとおり、人材の確保ですとか、職員の資質向上をその狙いとしていますということでございましたけれども、就職先を考えた際には、こういう条件が整っているところということで、選ばれる条件の1つになってくるかなとは思いますが、近隣自治体のこういった休業制度の状況、その辺がもし分かればと思います。特に神奈川県内で市レベルではどうなのか、また町村レベルではどうなのかということを、もし把握されていれば、お知らせいただきたいと思います。

それから、特にケースとして想定が考えられるのが、配偶者同行休業の部分だと思うんですけども、この規則を見ますと、配偶者同行休業状況変更届の中に、産前産後の特別休暇を取得することとなったということが入っているので、育児休業のほうが優先されるという理解でよろしいのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 高橋主査。

【高橋主査】 県内の近隣自治体での制度の状況というお尋ねなんですけれども、まず、町のレベルでいいますと、箱根町と湯河原町で同様の休業制度がございます。また、市レベルでいいますと、近隣

の茅ヶ崎、藤沢、平塚、海老名、そういった辺りは同様に休業制度が既に導入されております。あと、配偶者同行休業について、育児休業のほうが優先されるかというお尋ねなんですが、見込みのとおり育児休業のほうが優先となっております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 近隣他市の状況は了解しました。そうしますと、育児休業は優先されるということになりますと、例えば配偶者同行休業中に育児休業を取得して、育児休業になりますと、給与の補償といえますか、組合から休業補償というのが出ますから、そういったことが受けられるという理解でよろしいでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 高橋主査。

【高橋主査】 育児休業の場合、組合は共済組合になるんですけれども、そちらからも休業補償が得られるということで、そのとおりでございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

関口議長。

【関口議長】 この期間休業を取るということで、修学部分の休業については、これはまた別個になりますけれども、自己啓発であるとか、配偶者については、その期間については給料の支払いもされない、こういう形になりますけれども、この期間こういう形で自己啓発したり、また配偶者との生活をともにするという事になったときに、1つ聞きたいのは、一応寒川町の職員という身分でいるのか、身分保証がどうなるのか、休暇中に。寒川町の職員という身分保証があった場合に、公務員法の中での要はアルバイトであるとか、それから他で働くということがどういう関係になってくるのか、アルバイトとか何とかということとは、一応公務員の場合はできないということになってはいますけれども、そういう場合、だからといって給料もいただけないんですから、働かないと成り立たないということもあると思うんですけれども、だからこの方の公務員としての身分保証、寒川町の職員としての身分保証と、その部分と、それから身分保証がある場合にやってはいけないというアルバイトみたいなことが、生活を維持するために、この辺について規定にはうたわれていないような気がするんですけども、この辺についての見解をしっかりと持っていないと、これを施行するにしても、いろんな支障が出てくるのかなという気がするんですけども、この辺について見解をいただけますか。

【佐藤（正）委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 まず、身分なんですけれども、寒川町の職員としての身分を有したまま休業となります。兼業につきましては、営利企業従事許可という形で申請をいただきまして、それで審査を行います。基本的には兼業するということで、生活費、学費等必要となる範囲以内であること、また業務と関連があるというもの、そこに従事することによって業務上の関連が疑われるようなものについては、許可されませんが、基本的には休業の趣旨に反しないで生活費、学費等が必要なために収入を得るという範囲では許可されるだろうとは考えております。

【佐藤（正）委員長】 関口議長。

【関口議長】 身分保証については分かりました。その期間中は寒川町の職員としての身分を保持す

る、こういうことになるんだけど、今言われる修学するための学費の部分だとか、それから生活する部分であるとかということ、大学へ行かれるということとか、修学する場合については、状況が若干違うかもしれませんが、配偶者とともに生活をするということになると、もろそこにはきちっとした生活費というのが出てくると思うんですね。ですから、そうすると、それなりの仕事をしないと生活が維持できない、こういうことにもなるんだろうと思うんですね。ですから、そういう意味では今言われるように審査をして、その中で決めていく、こういうお話がありましたけども、その部分についての規則みたいな、規約みたいなものを作っておかないといけないのかなという、こういう気がするんですが、大学へ行ってという場合と配偶者と同居して生活するという場合とは、若干なりとも生活の重さが変わってくると思いますので、そういう点でのしっかりとした内規的なものであったりとか、そういうものを作っておかないといけないのかという気がするんですが、それについての見解をいただけますか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 今営利企業の従事許可についても、細かな規定はございませんで、この休業制度についても細かな規定、どこまで許可するかという規定はございません。議長おっしゃられるように、その場になってどうするんだと右往左往することのないように、よく調査をいたしまして、検討したいと思います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

12月会議で総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。先ほど取ったのでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま進めてまいります。

これより討論に入ります。議案第64号 寒川町部設置条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第64号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号 寒川町総合計画審議会条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第66号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第67号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号 寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第68号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号 寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第69号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号 寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第70号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。以上で議案の審査は終了といたします。

続きまして、陳情の審査に入りたいと思います。それでは、陳情第9号 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、陳情を読み上げます。

陳情第9号 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情。

陳情の要旨。

寒川町において、親教育を目的とした別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会を開き、町民へ周知、浸透が行われるように町に働きかけてください。

陳情の理由。

日本の別居、離婚家庭の子どもの環境は非常に深刻な状況であり、子どもの気持ちが置き去りになっています。養育費の不払いによる子どもの貧困、別居や離婚しているからとの理由で親子が引き離される問題は、子どもの精神面や将来に大きな影響を与えるものであります。子どもの頃、親の離婚で大変苦労したという話は、近年よく耳にいたします。

これらは、親の別居、離婚が子ども目線ではなく親目線で行われている現状が問題であり、子どもの環境や気持ちが二の次になっております。子どもは、親の所有物ではありません。

その原因は、子どもの権利についての認知不足であると言えます。日本は子どもの権利条約において、1994年4月に批准国として宣言しましたが、この条約がしっかりと理解、周知、尊重されていれば、親の別居、離婚があろうとも子どもの権利のもと、充実した福祉、利益は受けられるものです。

海外からの評価、指摘においてもその深刻さが伺えます。2020年9月、ユニセフ発表の「先進国の子どもの幸福度ランキング」において、日本は総合20位（38か国中）、精神的幸福度（生活満足度が高い子どもの割合、自殺率）37位と深刻な状況。

2019年3月にUNCRCから、児童の最善の利益（パラ19）、児童の意見の尊重（パラ22）、家庭環境（パラ27）におきまして勧告を受けています。

2020年7月8日の欧州本会議からは、決議文3、15から17、23項におきまして、子どもの権利が保護されていないとの勧告を受けております。

主に理解、周知、尊重が不足している条項として、以下を掲げます。

第3条「子どもの最善の利益」（子どもにはもっとよいことを）別居、離婚において親の都合や意思が優先されている現状。日本の9割が協議離婚であり養育費、面会交流の取り決め状況も低いままです。本来、養育費も面会交流も子どものためのものです。子どもにとっての利益とその将来をしっかりと話し合い、取り決めるべきであり、それは広い観点からの意見を取り入れて最善を尽くすべきであります。

第9条「親からの分離禁止」（親と引き離されない権利）子どもと離れて暮らしていたり、離婚後に親権がないから親とみなされない場合が多くあります。結果、親は子どもに関心を失い、子は親が自分に関心がないと思い、親子関係が非常に希薄になっています。

親子は生涯、親と子。一方的理由で、子と親を引き離してはなりません。子どもは両親から愛される権利があると理解することが必要です。

第12条「意見表明権」（意見を表す権利）子どもの意思表示について、「〇〇だよ」などの質問は子どもへの押し付け、誘導であります。誰が、どこで聞いたかによって答えは変わるものです。忠誠葛藤など子どもの本音が言えない状況も多くあります。子どもの本音を正しく聞き取り、理解することが何より必要です。そしてその本当の想いを尊重するべきであります。

第18条「親の第一次養育責任」（子どもの養育はまず親に責任）別居、離婚において、一方のみの養育負担が大きく、その負担からうつ状態や絶望を抱き、子どもへの虐待をすることが多くあります。他方、子どもの養育を一方の親に押し付ける親、逆に養育に関わせない親等、親としての子どもへの責任が欠如しております。継父母やひとり親家庭の交際相手の虐待を見ても、その責任感が薄いと言い切れます。

まず、お互いが最初の養育責任者であり、その意識を持ち、お互いが養育に関わる自覚を持つべきであります。そしてその負担をお互いで分け合うべきであります。

第19条「虐待放任からの保護」（暴力などからの保護）養育者が一人のみの場合、一般家庭より子どもを見守る人の数は少ない状況です。つまり、養育への視野が狭くなり、自身の不適切な養育に気付かず、虐待やその行為に歯止めが利かなくなる場合、最悪は命を奪う状況が近年多く見受けられます。

2020年4月に子どもへの体罰禁止が明記された改正児童虐待防止法が成立されましたが、その浸透具合も成立したばかりで道半ばであるかと思います。子どもを守るためにも、まずは虐待とは何か、放任とは何かを学び自覚を持つべきであります。

第27条「生活水準への権利」（生活水準の確保）子どものための養育の取り決めをしない、払わない等、子どもの権利と親責任を理解していない場合が多く見られます。結果、ひとり親家庭の子どもの貧困につながります。養育費は子どもの生活水準への権利であると知るべきであります。

これらを中心とした子どもの権利について条約を学び、町民に周知、浸透させることは、現在の別居、離婚、ひとり親家庭の方々が子どもの環境について見直すことになり、子どもの福祉、利益向上につながります。別居、離婚を考えている家庭においても、子どものための意識を持った判断、行動ができます。また、一般家庭においても子どもの権利についての意識向上につながり、より子どもに寄り添った家庭環境が築けます。

東京オリンピック開催やSDGs（持続可能な開発目標）の国際的観点、人権問題からの視点からも

子どもの権利、条約の尊重は重要であります。

別居、離婚で苦しむ、または、苦しむであろう子どものため、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会」を実施し町民への周知並びに浸透が行われるように町に働きかけてください。

令和2年11月13日。寒川町議会議長関口光男殿。陳情者、神奈川県厚木市中荻野557－1、高橋喜寿。以上です。

【佐藤（正）委員長】 朗読が終わりました。当陳情におきましては、説明ができる担当課が見当たらないということも含めまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。特に担当課を呼ばず進めるという形でもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 ありがとうございます。この後、討論、採決に入る流れとなりますけれども、討論、採決のための休憩も含めて何かご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 特になければ、このまま討論、採決に入ってもよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、皆さんからご意見がないということで、流れに従いまして、この後、討論、採決に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。陳情第9号 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

中川委員。

【中川委員】 反対の立場ということで一言申し述べさせていただきます。確かに陳情にもありますように、子どもの権利条約に関しては、その趣旨の周知啓発というものは必要なと思いますが、陳情の内容を見たところ、それと別居、離婚の子どもの権利保護、子どもの権利条約はそのみにはとどまらない広範な視点を含み得るのかなということが1つと、あと2つ目は、別居、離婚の子どもの権利保護というのと条約の普及啓発という陳情の趣旨との関連性があまり明瞭ではない、それ以前として例えば民法的な視点だとか、そういったことも必要になってくるのかなというところから、陳情の採択にはなじまないかなというのが私の考え方でございます。ということで、反対とさせていただきます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 次に、賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもちまして討論を終結いたします。これより陳情第9号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第9号は不採択といたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。これをもって総務常任委員会を終了いたします。ご苦勞さまでした。

午前10時59分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年2月24日

委員長 佐藤正憲